

SD08007 <2015年版>合格ゾーン 商業登記法

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
192	10b-1(58-36) 解説 (1)(2)(3) 各1行目	監査等委員会設定会社	監査等委員会設置会社	14/12
198	10b-4(63-33) 解説 (1) 1行目			14/12
200	10b-5(2-32) 解説 (工) 1行目			14/12
206	10b-8(5-30) 解説 1行目			14/12
208	10b-9(6-28) 解説 (5) 1行目			14/12
288	10c-9(16-34) 解説 (5) 5行目	その者に割り当てる募集株式の数を定めなければならない(会社204 I)。	その者に割り当てる募集株式の数を定めなければならない(会社204 I)。	14/11
466	13e-2(14-32) 解説 (ア) 4行目	(会社797Ⅲ)	(会社796Ⅲ・797Ⅲ)	14/11
480	13e-6(20-32) 解説 (ア) 1行目	新設分割株式会社の資本金の額が,	新設分割設立株式会社の資本金の額が,	15/4
488	13e-9(26-35) 解説 (イ) 1行目及び2行目	吸収分割存続株式会社となる吸収分割をする場合、当該吸収分割存続株式会社は,	吸収分割承継株式会社となる吸収分割をする場合、当該吸収分割承継株式会社は,	15/4
640	16-9(16-35) 解説 (4)	全文	別紙1に差し替え	14/12
644	16-10(18-34) 解説 (ウ) 1行目	非業務執行取締役等以外の	業務執行取締役等以外の	14/11
659	監査等委員 条文番号	38条1項	38条2項	14/11
	設立時監査等委員 条文番号	38条1項	38条2項	14/11
	売渡株主 条文番号	179条の2 第1項4号ロ	179条の2 第1項2号	14/11
660	売渡新株予約権者 条文番号	179条の2 第1項2号	179条の2 第1項4号ロ	14/11

別紙 1

- (4) 誤 本店の所在地における新設分割会社がする新設分割による変更登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由して、新設分割による設立の登記の申請と同時に申請しなければならない(87 I II)。この場合、新設分割会社がする変更登記の申請書には、当該会社の代表者の印鑑証明書及び委任状以外を添付する必要はない(87 III)。また、新設分割会社と新設分割設立会社の管轄登記所が同一の場合には、新設分割による変更登記と資本金の額の減少の登記は同一の申請書で申請することができ、この場合、公告をしたことを証する書面を添付しなければならないが、異なる管轄の場合には同一の申請書で申請することはできない。本肢では、登記所の管轄の異同は不明なため、公告をしたことを証する書面を添付しなければならないとはいえない。